

放置しないで早めの相談を！



11月・12月は滞納整理集中月間

税務課 管理収納係 ☎(25) 1132

特別滞納整理係 ☎(25) 1136

滞納整理集中月間

市税等を納期限内に納付されているかたとの公平性の維持と、福祉・教育・健康・環境などの市民サービス提供の財源確保のため、11月、12月の2か月間を「滞納整理集中月間」として滞納整理を推進します。

市税の現況について

滞納税額を減らすため、平成18年度に「特別滞納整理係」を設置し、預貯金や給与などの財産の差し押さえや不動産の公売を実施し、さらには地方税徴収の専門機関である「三重地方税管理回収機構」に案件を移管するなどの滞納整理を推進しています。

滞納整理集中月間の取り組み

納期限を過ぎても市税等を納付していないかたに、督促状や文書、電話などの催告で納付をお願いしています。それでもなお納付がないかたに対して、金融機関や勤務先などへ調査を行った後、預貯金口座や給与への差し押さえを実施するなどの滞納整理を集中的に行います。

三重地方税管理回収機構とは

県内市町の滞納地方税の徴収を専門的に行う組織として設立されました。県内各市町の滞納整理案件を引き受け、専門的な手法を駆使しながら、迅速な滞納整理を行っています。

鳥羽市の直近3年の移管状況は、左記のとおりです。また、平成16年の機構設立以降、移管した案件は延べ196件で、徴収額は約2億7千万円となっています。

三重地方税管理回収機構への移管状況

年 度	移管件数	徴収額
27 年度	15 件	29,406,029 円
28 年度	15 件	20,804,139 円
29 年度	15 件	16,403,371 円

放置しないで 早めに相談しましょう



けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることが困難な場合には、税務課にぜひ相談してください。

何もせずに未納をそのまま放置しておいても問題の解決にはならず、延滞金の増加、勤務先や取引先への調査、差し押さえ・公売などの不利益を受けることになります。

また、昼間に納付相談ができないかたは事前に予約すると平日（祝日を除く）の午後9時まで、市民文化会館2階・税務課にて夜間納税相談窓口を利用することができます。

放置しないで、窓口や電話で早めに相談をしてください。

11月11日～17日は「税を考える週間」です

国税庁ホームページでは、[Web-TAX-TV]（インターネット番組）で、国税庁の取り組みを紹介する番組を配信しています。

国税庁ホームページにさま

ざまな番組を掲載していますのでぜひご覧ください。くわしくは、「国税庁」で検索してください。

この機会に、税について考えてみませんか。